



令和6年 10月15日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党  
代表者名 古内 秀宣

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和6年10月1日（火）午前9時58分～午後零時05分

2 参加者氏名

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 古内秀宣 | 柴田文子 | 野沢聖子 | 綿貫正寿 |
|      |      |      |      |

3 調査研究等の行き先及び内容

| 行き先                   | 内 容                          |
|-----------------------|------------------------------|
| 坂戸市役所<br>3階<br>全員協議会室 | 坂戸市議会議員研修会<br>「議員の役割と権限について」 |

4 概要

別添のとおり

# 坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1 日 時 令和6年10月1日（火）午前9時58分～午後零時05分
- 2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3 内 容 「議員の役割と権限について」  
(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

## 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。  
説明及び主な質疑は次のとおりである。

### (1) 議員の役割について

#### ア 概略

議員は、住民の直接選挙によって選ばれた特別職の公務員であって、地方公共団体における中立公平な「住民全体の代表者」であり「奉仕者」である。

#### イ 主な議員の役割

- ・地域における民意を把握し住民の利害の調整を図りながら、議会の一員として問題・課題に対して把握・分析解決策を考える。
- ・住民と執行機関との懸け橋となり、多様な民意を伝え、市政における問題・課題に対する執行機関との温度差をなくす。
- ・住民の代表として議会の審議において良心に従い十分な討議を行う。  
討議→相手の意見を尊重。  
討論→賛成か反対。
- ・住民全体の代表者、奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に臨む。

※個別の利益の実現を図るために行政に不当介入し、公正な執行をゆがめるようなことは許されない。

#### ウ 先例・議運申し合わせを遵守すること

円滑な議会運営をしていくため、憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等の法律の隙間を埋めるものとして、「先例」「慣例」「申し合わせ」を遵守する。

- ・先例等には法的効力はないので、反することが直ちに違法になるとは限らないが、議会において事例が積み重ねられて慣行となり尊重されるので事実上法令等に準じる効力を持ち、重要視される傾向がある。
- ・申し合わせは法規ではないため、遵守しないことが直ちに違法とはならない。効力としては、法規である地方自治法や会議規則、委員会条例には及ばないた

め、申し合わせより法律の規定が優先される。

※但し、法律を盾に申し合わせを遵守しない者に対しては、合法的に「質問・質疑・討論終結の動議等」の議員の権利を制限することは可能。

・「発言時間の制限」に関する事例。

エ 政治倫理に反する行動をしないこと

・政治倫理の意義の1つとして、議会と議員が住民の期待に応えながら信頼関係を構築すること。

オ 議員の調査権

・議員個人として所属する地方公共団体や第三者等に対する法律で保障された調査権は存在しない。

・地方公共団体や第三者の調査協力は任意に委ねられる。

※議員、議会に対して、特別な配慮をする必要はない。

カ 議員の資料要求権

・議員が執行機関に対して資料を要求する権利は法律上規定されていない。

※議員、議会に対して、特別な配慮をする必要はない。

・議会と職員の関係性において、議長は議会事務局職員に対して「指揮命令権」を有するが、議員には基本はない（但し、任意で対応してくれる場合もある）。

キ ハラスメントとは

ハラスメントとは、自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動。

※本人に自覚はない。

※職員の対応→声をあげられず我慢する。

・パワーハラスメント→職員に対して多い（一般質問ヒアリング時の時間拘束）。

①身体的

②精神的

③人間関係からの切り離し（無視する等）

④過大な要求

・セクシャルハラスメント→〇〇ちゃん等の呼び方。女性にだけお茶出しをさせる等（勘違いしていることに気をつけないといけない。）

①対価型→意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇や減給などの不利益を受けること。

②環境型→意に反する性的な言動により、就業環境が不快になり能力を発揮できなくなること。

（2）議員の権限について

議員の主な権限として、①「議案提出権・修正権」、②「発言権」、③「請求権

・異議・審査申立権」、④「表決権」、⑤「請願紹介権」、⑥「議員の調査権」の6つ

の権限がある。

#### ア 議案提出・修正権

- ・議案とは、一般的に案を備え議会の議決を要するものである。
  - ①団体意思決定議案→条例（提案者は議員・長）
  - ②機関意思決定権→意見書・決議（提案者は議員のみ）
  - ③長の事務執行の前提としての議案→副市町村長同意議案（提案者は長のみ）
- ※予算の提案はできない。
- ・議員が提出した議案の提出要件は議会で議題となるまで継続する必要がある。
- ・議案の提出者・賛成者における留意点として、未応招議員や欠席議員・除斥議員は提出者・賛成者になれる（法的には可能）が、出席停止議員においては「出席停止期間中」はすべての議員の権利を行使できないため、提出者・賛成者になれない。
- ・修正権とは原案に対して一部または全部を改めなおすことを求める権限であり、議員は議案に対して修正の動議を提出することが認められている。
- ・修正の動議の提出時期は、実務上は議案に対する質疑が終結し討論が開始されるまでの間に提出可能である。
- ・予算の修正における留意点
  - 減額修正→基本的には制約はない。
  - 増額修正→注意が必要。当該予算の趣旨を損なうような修正は長の発案権の侵害になる（地方自治法97条2項）。

#### イ 発言権の範囲と限界

- ・発言自由の原則→議員が議会で自由に発言できること。
  - ※他人のプライバシーの侵害はダメ。
- ・不穏当発言とは、良識がある人が発言しない発言。
  - ①無礼な発言。
  - ②他人の私生活にわたる発言。
  - ③根拠が不明確である発言や事実と異なる発言。
  - ④基本的人権を侵害する発言（LGBT等）。
- ・不穏当な発言に対する取り扱い。
  - 議長の発言取消命令→発言者の意思に関係なく議長から命令がなされる。
  - 発言者による発言取消し→発言者による申し出により議会の許可を得て取り消しが認められる（趣旨が違う場合は取り消してから修正する）。
  - ※発言の取消しが認められても地方自治法等に反する責任は残り懲罰の対象になる場合がある。
- ・不規則発言とは、議長の許可に基づかない発言。
  - 黙認される不規則発言→議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次

(場合によってはある程度黙認)。

問題となる不規則発言→明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する  
誹謗中傷等の野次。

・質問において重要なこと

問題点の発見→日々の議員活動や議会報告会、事務調査等により市政における  
問題を発見する。

※推測ではなく事実を見つけることが重要である。

分析→問題が起きている背景や執行機関の対応等を調査し因果関係を分析する。

解決策→問題を解決するために執行機関に問題についての共通認識を持って  
もらい、問題解決のための方策を議論する。

・質問テーマの選定における留意点

①テーマ探し→「公約」、「新聞・情報誌、インターネット等により問題提起  
されていること」、「住民からの相談等」。

②テーマの確実性→自らの自治体において住民等が問題として認識している  
かどうかを議員の調査研究活動により確認する。

③テーマの選定→自らの自治体で実際に起こっている問題で、その問題が一般  
的な問題として起こっているか判断する（希少事例であっても、緊急性がある場合は例外）。

・7つの効果的な一般質問手法

①類似団体（人口、財政規模等）で行った同様の事業との具体的な比較。

②善処、検討、調査研究する等の執行機関の答弁に対するフォローアップ。

③事業・施策の提言を具体的に示す。

④事業・施策の要求をするに当たり、予算措置をどうするか具体的に提案。

⑤会議録を検索し過去の執行機関の答弁を引き合いに出す。

⑥議員としての客観的な視点で行政評価を取り入れながら問題点を指摘する。

⑦基本構想・基本計画等との整合性を確認する。

・質問の範囲は、標準市議会会議規則62条・町村会議規則61条のとおり、市（町  
村）の一般事務の範囲に限って行うことができる。

・質疑は議題となった案件に対する疑義しか聞くことができない。

ウ 請求権・異議・審査申立権の要件と効果等

・兼業禁止とは、議員又は議員が役員に就任している法人と所属している地方公  
共団体との間で一定の請負関係に立つことを禁止している制度である。指定管  
理者や単に補助金が交付されている団体等の役員になることは法的には問題  
ない。

・議会の決定による、「議員の資格の有無に対する異議の申立権」及び、「選挙の  
投票の効力に関する異議の申立権」。

①申立期間は、決定のあった日から21日以内。

②出訴期間は、裁決のあった日から21日以内。

エ 表決権と棄権の捉え方

・表決等の意義

①表決とは、議長が宣告した問題に対して議員が自らの賛否の意思を表明するものである。

②採決とは、表決と同義で議長が議員の賛否の意思を求めるものである。

③議決とは、表決によって得られた議会の意思決定を指すものである（可決・否決・修正可決を含む）。

・表決の種類として「起立表決」（基本）、「簡易表決」、「記名投票表決」、「無記名投票表決」がある。

※地方自治法で棄権は規定されていないが、禁止もされていない。

オ 請願紹介権の制約と問題

・請願紹介権（地方自治法124条）とは、請願者からの依頼により議員が請願を議会に紹介することである。

・請願紹介議員の要件は、1名以上で請願の内容について確認の上、賛成するものである必要がある。

カ ⑥議員の調査権については（1）のオに記載。

（3）質疑応答

研修時間が超過したため省略した。

5 感想・所見

昨年度に引き続き、廣瀬和彦氏を講師に招き、「議員の役割と権限について」研修をしていただき、新人議員が多い中大変に勉強になったと感じる。

本年4月に坂戸市議会議員一般選挙が行われ、新人を含む20名の議員が市民の負託を受けた。講義を受けて、議員は住民の直接選挙によって選ばれた特別職の公務員であり、地方公共団体における中立公平な「住民全体の奉仕者」であるため、特定の地域だけではなく、地域全体の公共利益を考えて行動することが重要であると確認した。

また、議員の調査権や資料要求権の講義の中では、職員は議員や議会に対して特別な配慮をする必要はないが、「任意で対応してくれる場合もある」とのことから、業務多忙の中で対応して頂いている職員に対しては、常に感謝の気持ちを忘れてはならないと感じた。さらに、ハラスメントにおいては、本人に自覚がないことが多いため注意が必要であり、議員の意識啓発や教育の実施に加え、十分な調査をした上での処分規定や体制づくりが重要であることが理解できた。

今回の研修会で学んだことを忘れずに、地域住民全体から信頼し続けて頂ける議会・議員となるよう努力していく。そして自分自身、勉強を重ね、議員力を磨いていく所存である。



令和 6年11月15日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党

代表者名 古内 秀宣

### 実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

### 記

1 期 日 令和6年10月16日(水)～令和6年10月18日(金)

2 参加者氏名

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 古内 秀宣 | 柴田 文子 | 野沢 聖子 | 綿貫 正寿 |
|       |       |       |       |

3 調査研究等の行き先及び内容

| 行き先                               | 内 容                                        |
|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 兵庫県加古川市<br>加古川市役所                 | データ活用型スマートシティ推進事業（見守りカメラ<br>及び見守りサービスについて） |
| 兵庫県姫路市<br>第86回全国都市問題<br>会議アクリエひめじ | 健康づくりとまちづくり<br>～市民の一生に寄り添う都市政策～            |

4 概要

別添のとおり

## データ利活用型スマートシティ推進事業について

### 視察研修結果報告

1 日 時 令和6年10月16日（水）13:30～15:00

2 行 先 兵庫県加古川市

3 内 容 データ利活用型スマートシティ推進事業について

#### 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について兵庫県加古川市を訪問し、データ利活用型スマートシティ推進事業についての視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

##### (1) 加古川市の概要について

- ・兵庫県南部の播磨灘に面し、一級河川加古川の河口部に位置し自然豊かな都市
- ・人口 255,533 人（令和6年4月現在）
- ・昭和25年加古川町、神野村、野口村、平岡村、尾上村が合併し市制施行
- ・昭和26年、30年、31年、33年、51年、54年に各町村を編入し現在の市域となり、平成14年に「特例市」へ移行した
- ・神戸製鋼所加古川製鉄所など播磨地域の工業地帯の一部を構成し、神戸、大阪、姫路などへのアクセスが良好でベッドタウンとして栄えるが、近年は人口減少傾向にある
- ・名物はかつめしで、うどんチェーン店、ニッケ、業務スーパーなどの創業店がある
- ・現在将棋の棋士が7人在籍しており「棋士のまち」としてもPRしている

##### (2) ICTを活用した安全・安心のまちづくり推進事業について

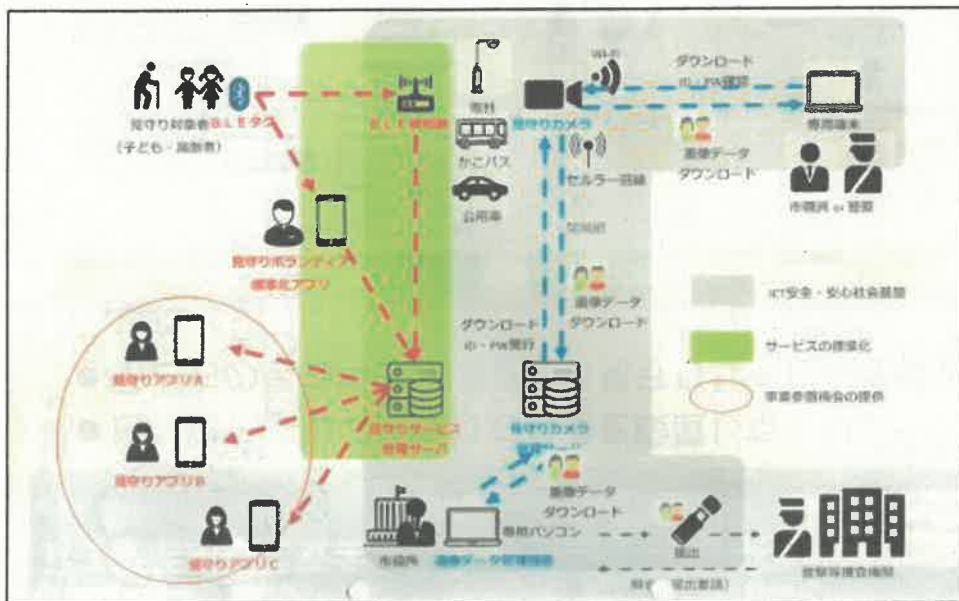
###### ア 背景

- ・人口千人当たりの刑法犯認知件数が平成28年に兵庫県ワースト4位、平成29年にワースト2位
- ・子どもの登下校時の安全確保に対するニーズが高まった
- ・行方不明になる、認知症高齢者の件数も月に数十件という状況であった

###### イ 事業概要

- ・通学路を中心にカメラを設置した（平成29、30年度）
- ・子どもの居場所を確認できる見守りサービスを導入した

ウ 仕組み ※図参照



エ これまでの取組

- ・2016年6月 オープンミーティングの開催、市民アンケート、地元説明会の実施
- ・2016年10月 設置候補場所の選定、意見聴取、現地確認
- ・2017年6月 ICT安全・安心社会基盤整備 契約
- ・2017年10月 見守りカメラの設置開始
- ・2018年3月 見守りカメラの設置 900 台
- ・2018年3月 ~2019年3月 見守りカメラの設置 1,475 台
- ・2018年4月 見守りサービス運用開始
- ・2023年3月 AI（高度化）見守りカメラの設置 150 台(I型 100 台、II型 50 台)
- ・2024年3月 AI（高度化）見守りカメラの設置 3 台
- ・2023年度 ~2025年度 見守りカメラの更新

オ 見守りカメラの設置例





← I 型カメラ (100 台)  
異常音 (悲鳴など) 検知 + 回転灯 + スピーカー  
「見守りカメラ、監視中です」



II 型カメラ (50 台) →  
人流測定 AI + 車両接近通知 AI  
「車が近づきます、ご注意ください」

#### カ 見守りカメラ設置の効果

- ・「見守りカメラ」の設置から約 6 年で、市内の犯罪件数が 4 割削減となった  
※平成 29 年 12 月末 2,926 件 → 令和 5 年 12 月末 1,752 件 (40.1%減)

#### キ 見守りサービスについて

##### ○概要

- ・ BLE タグを持った家族 (子どもや高齢者) が、小学校の通学路に設置された見守りカメラ付近を通過すると、アプリまたはメールで家族の居場所を知ることができる
- ・ 複数事業者 (現在 3 社) がビーコンタグ (BLE タグ) を提供。各家庭で契約する

屋外設置用 BLE 検知機

固定型ビーコン受信機内蔵見守りカメラ



● 移動型ビーコン受信機 (車載用)



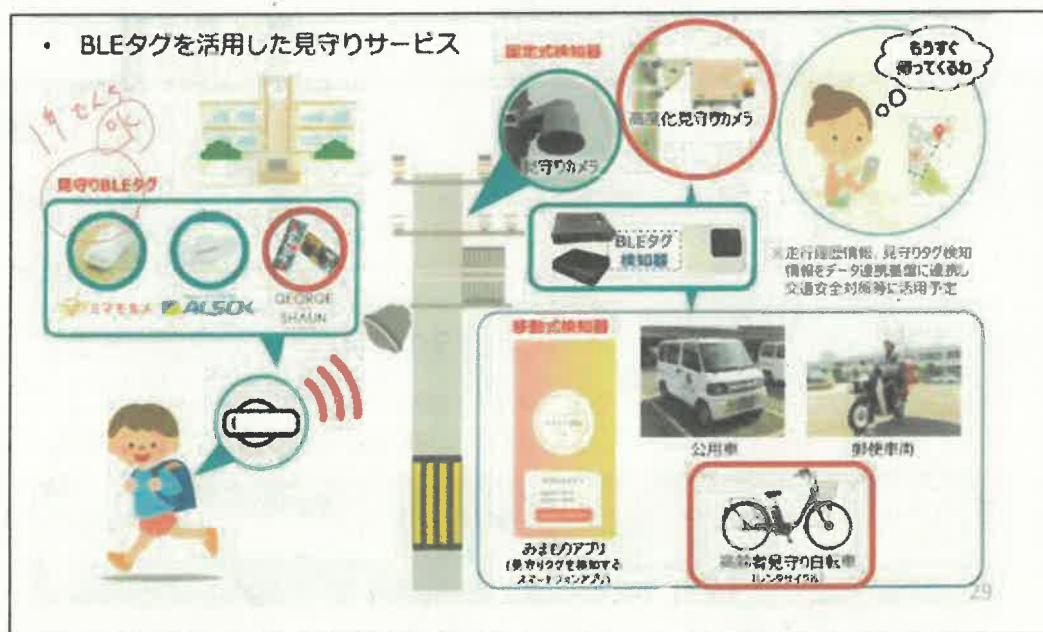
車載用 BLE 検知機

##### ○見守りタグ検知アプリ

- ・ かがわアプリ (令和 6 年 4 月より「みまもりアプリ」) の見守り機能をオンにすることで、誰もが見守りボランティアとして活動が可能になる
- ・ 見守りボランティアが増えることで、見守りサービスの機能向上となる

### ○見守りサービスの利用状況

- ・ 小学1年生（全体の約3分の1で利用）の保護者アンケートで約8割の方が「大変よかった」「よかった」と回答
- ・ 認知症高齢者等の家族へのアンケートでは、行方不明になった人のうち、約64%の方が、「見守りタグを活用して発見」と回答



### (3) 質疑応答

問 みまもりアプリの機能をオンにした場合の検知範囲について

答 携帯の位置情報をオンにした状態で、検知範囲はおよそ50メートルである。  
(散歩など外にいる際に起動してもらうことを推奨している)

問 小学生の学年が上がると、契約数が減る傾向にあるのかについて

答 高学年になり辞める家庭もあるが、無料お試し期間（小学1年生対象）後も引き続き契約している家庭もある。近年は、児童クラブ（学童保育）の割合が増加し、必要なくなるケースも出ている。

問 みまもりアプリの登録を増やすことについて

答 旧アプリのユーザ数は約4,600人だったが、10月運用の新アプリは見守りに特化したアプリのため現在は500人程度である。今後増加に向けて周知啓発したい。

問 カメラ設置の条件について

答 カメラの監視機能よりも見守りサービスを優先に考えているので、小学生の通学路をメインに選定している。

問 かこがわアプリから、みまもりアプリに変更した理由について

答 現在は SNS を利用した情報発信ツールが複数あるため、防犯対策に特化した事業として活用するために、みまもりアプリとした

問 認知症高齢者などビーコンタグを着用（持参）してもらうための工夫について

答 靴など日常使いしている物に早い段階で付けてもらうことを推奨している。

（タグが縫い付けてある靴を販売している事業者もある）

問 検知機能により音や注意喚起が発信することで、苦情等について

答 今のところはないが、今後起きた場合は検討する。

## 5 所感

加古川市は「スマートシティ構想」実現における取組において、総務省や内閣府などから先進的・画期的取組が評価され、モデル事業として数多く採択を受けている。それらの中から、今回「ICT を活用した安全・安心のまちづくり推進事業について」研修をさせていただいた。

事業の背景として刑法犯認知件数が兵庫県においてワースト上位であることがあげられていたが、視察で訪れた際のまちの様子はとてもきれいで落ち着いている雰囲気があった。まちの中の至る所にカメラが設置されているが、その存在に気づきにくく違和感や監視されているような緊張感は全く感じなかった。

核家族化や認知症高齢者の増加により、子どもや高齢者の安全を守ることは行政において喫緊の課題であることは言うまでもないが、地域の見守り力が弱まっている時代にあって加古川市のように ICT の活用による見守りシステムは不可欠になっていると感じる。しかし、同じ取組がどこの自治体でも実施できるかについては、そう簡単ではないと感じる。

市民の安全と安心を守るために見守りカメラ監視システムが事業化されたが、これまでの取組において市民との直接的な対話やアンケートなど地道で丁寧な対応を重ね、理解と協力を得た上で事業の推進が図られてきたことに大変感銘を受けた。さらに、AI による高度検知カメラと安全を確保するための重層的なシステムにも驚いた。運用日数は浅いが市民からの苦情などがでていないことも、事業推進に当たり十分な意見交換がされた故と感じた。

加古川市の取組は事業の内容においても、また推進においても大変参考となった。今回の研修を本市の安心・安全なまちづくりの推進に役立てていく所存である。

## 第86回全国都市問題会議実施報告

- 1 日 時 令和6年10月17日（木）午前9時30分～午後4時30分  
令和6年10月18日（金）午前9時30分～午後0時05分
- 2 場 所 兵庫県姫路市アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）
- 3 内 容 「健康づくりとまちづくり」

～市民の一生に寄り添う都市政策～

### 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、兵庫県姫路市を訪問し、第86回都市問題会議に参加し、研修を行った。

研修は次のとおりである。

#### (1) 第1日目 10月17日（木）

##### ア 開会式

|         |              |        |
|---------|--------------|--------|
| 開会挨拶    | 全国市長会会長 広島市長 | 松井一實 氏 |
| 開催市市長挨拶 | 兵庫県姫路市長      | 清元秀泰 氏 |
| 来賓祝辞    | 兵庫県副知事       | 服部洋平 氏 |

##### イ 基調講演

生命を捉えなおす 一動的平衡の視点から

生物学者・青山学院大学教授 福岡伸一 氏

##### (ア) 生命とは

- ・機械的生命観（現代人の普通の考え）  
生命とは、手、足、胴体、頭、あるいは各臓器といった部品が組み合わさってできた、プラモデルのようなものである。
- ・「生命は機械ではなく流れである。」（アメリカの生化学者ルドルフ・シェーンハイマーが発見した新しい生命論）
- ・私たちの体は粒子の集まりであり、個体ではなく流体である。

##### (イ) 「分解」と「合成」

- ・生命とは機械のようなものではなく、「動的平衡」にある流れそのものだといえる。
- ・物体の生命は絶えず「分解」と「合成」を繰り返している。
- ・人間の体や細胞も、絶えず自らを壊しながら、つくり直してバランスを保っている。
- ・合成には、DNAの遺伝情報がメッセンジャーRNAに移り、RNAの情報がタンパク質の情報に移るといふ、たった一つの方法しかない。
- ・分解の方法は何通りもある。

(ウ) 動的平衡の生命観

- ・動的平衡とは、つくることよりも「壊すこと」を優先している。なぜかという、壊さないと新しいものをつくれなからである。

(エ) エントロピー（乱雑さ）増大の法則

- ・秩序ある状態（エントロピーが低い）から無秩序の状態（エントロピーが高い）にしか進まないという、宇宙の大原則。
- ・生命には、物質の下る坂を登ろうとする努力がある。（フランスの哲学者アンリ・ベルクソン）
- ・生命もこの法則のもと、酸化が起きたり、老廃物がたまったりしながら常に壊されていく。
- ・いくら生命を頑丈につくっても、法則は避けられない。
- ・生命は、最初からゆるく、柔らかくつくり、壊れることを前提につくられている。

(オ) 生物は、なぜアイデンティティや記憶を保てるのか

- ・流れとしての生命の合成と分解は、ジグソーパズルのようなものである。
- ・一つのピースを周りのピースが支えている。
- ・ピースを入れ替えても、互いに補い合っているため、全体としては、絵柄は変わらない。
- ・細胞も同様に、一つの細胞が捨て去られても、周りの細胞が残っていれば、新しい細胞がはまる場所は決まっている。
- ・生命も、常にエントロピーが外に捨てられながら、保たれている。
- ・大きく変わらないために、小さく変わり続けている。

(カ) 生命の有限性

- ・死は最大の利他的行為である。

ウ 主報告

市民の「LIFE」（命・くらし・一生）を守り支える姫路の健康づくりとまちづくり

兵庫県姫路市長 清元秀泰 氏

(ア) 健康づくりに資する姫路市の取組み

①市民による主体的な介護予防を促進

- ・軽度認知障害（MCI）等の予防。
- ・生活習慣の改善並びに各種疾病の早期発見及び重症化予防。

②ウォーカブルなまちづくり

- ・公共空間の利活用、歩行者利便増進道路「ほこみち」。
- ・Himeji 大手前通りイルミネーション。

### ③ ICTを活用した健康づくり

- ・マイナンバーカードを利用した救急業務の迅速化、円滑化。
- ・「ひめじポイント」を活用した健康づくりの促進。

### ④未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援

- ・こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の開設。
- ・子育て情報の発信。

### (イ) 姫路市が目指すこれからの都市像

- ・市民の「L I F E」を守り、まちに活力を生み、明るい未来を切り拓いていくための原動力は「人」であり、健康は人づくりの根幹をなすものである。
- ・市民の健康状態を把握し、改善、自立を促すだけではなく、市民自らが健康増進に資する活動へ積極的に参画するとともに、日々の生活を送る中で自然と健康になれるような社会環境を構築していくことが重要である。
- ・子どもから高齢者まで、全ての市民の「L I F E」が輝き、誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちの実現を目指していきたい。

## エ 一般報告

### (ア) 生き物から学ぶ健康なまちづくり

筑波大学システム情報系教授 谷口 守 氏

#### ① 健康まちづくり

- ・高度成長期以降、都市は利便性を求め便利な世の中になったが、その反面運動不足などに伴う市民の生活習慣病は大きな課題になっている。
- ・人口減少に向かう中で都市にもさまざまな綻びが見られるようになり、都市自体が多様な生活習慣病にかかっているような状況になっている。
- ・市民の健康と都市の健康はさまざまな面で密接に関係している。
- ・都市も市民も健康になるためには、まちづくりのあり方自体について、生き物から学ぶという姿勢が極めて有効だと考える。

#### ② 市民の健康づくりにおけるまちづくりの重要性

- ・経年的な交通行動データによると、人がどんどん歩かなくなっている。
- ・人の交通行動と都市の形状は深く関係している。
- ・日常の移動を自動車に依存する都市では、その形状自体がコンパクトではなくメタボになっている。
- ・都市を健全にすることが、実は市民の健康につながる。

#### ③ バイオミメティクス（生物模倣）への展開

- ・何かを生き物に例えるという「生物模倣」の取組は「バイオミメティクス」と総称される。

- ・都市は生き物と同様に「成長」し、「新陳代謝」し、「怪我」もして、「生活習慣病」にもなる。「老化」、「再生」し、多様性が大切で、「擬態」し、「共生」や「寄生」もあれば「性別」もあり、最終的に「進化」もして、下手をすると「絶滅」もある。

#### ④ 都市は病気？

##### (1) 循環不全

- ・生命体における体中に張り巡らされた血管にあたる都市の交通ネットワークの現状を見ると、各所で渋滞が発生し、一方で公共交通の撤退なども進んでおり、循環器官の状況としては健全とはいえない。

##### (2) 肥満

- ・肥満は万病の元。都市においても同じである。
- ・実際には必要なサイズよりも大きく郊外にふくれあがってしまう肥満都市が散見される。
- ・都市はその人口などの規模に応じ、公共交通と歩ける範囲でコンパクトに展開するというのがこれからのまちづくりの基本である。

##### (3) 骨粗しょう症

- ・まちの中でも気づかないうちに空き家や空き地が増え、中がスカスカになり、困ったことが起こる。
- ・必要なサービスが受けられない「寝たきり都市」にならないよう、普段から隙間を利用する等の対策が必要である。

##### (4) がん

- ・老朽化した中層住宅をタワー型マンションなどに建て替えることによって住宅戸数を大幅に増やし、収益を確保するビジネスモデルがある。その周辺エリア全体が緩やかに人口減少する中で、そこだけがピンポイントで肥大するメカニズムになっている。
- ・都心に超高層ビルが建っていると望ましいコンパクトな都市のように錯覚してしまうが、見た目だけで健康かどうかは判断できることではない。

##### (5) 競争から協調へ

- ・人口減少が進む中で健康なまちづくりを進めるには、現在当たり前のようになっている競争して儲けることが正しいという考え方から離れてみる必要がある
- ・人口の取り合いなど不毛で疲弊を招く競争も少なくない。
- ・競争ではなく、周囲と協調しながら都市構造の体質改善を図っていくことが自治体に求められている健康まちづくりの本質である。

(イ) 都市そのものを健康にするまちづくり

～ストレスを軽減し、リフレッシュできるまちへ～

千葉県流山市長 井崎義治 氏

① 「健康都市」という考え方との出会い

- ・WHO の健康都市運動とは、「従来のように保険、医療分野だけで個人ごとの健康増進を図るのではなく、生活環境や地域社会、学校や企業など、都市のあらゆる分野を視野に入れた取組によって、都市そのものを健康にすることで、そこに住む人々の健康で豊かなくらしづくりを推進していこう」というものである。
- ・市が推進するすべての政策分野において「健康」を考慮した政策を形成し、推進することで、都市生活における市民のストレスを軽減し、リフレッシュできる環境を創ることだといえる。

② つくばエクスプレス沿線区画整理事業で失う緑を回復する方策はないか

- ・多くの転入者が流山に居を構える理由の1つは「緑」の多さであり、緑は流山の資源である。

・二大危機

(1) 急激な少子高齢化の進行。

(2) 「宅鉄法（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法）」によるTX（つくばエクスプレス）沿線区画整理事業。

③ 環境価値・景観価値を高める「グリーンチェーン制度と認定制度」

- ・開発で失った緑を少しでも回復するため、平成18年にスタート。
- ・「都心から一番近い森のまち」（商品イメージ）
- ・街中に緑があることで森からの冷気が広がる。（ヒートアイランド現象の抑制）
- ・認定住宅からの剪定枝については、堆肥化を行う市のエコセンターで無料で引き取る対応も実施している。
- ・認定物件のブランド向上により、環境価値、景観価値、資産価値を高めることが明らかになった。
- ・緑豊かな安らぎを感じるまちづくりは、市民にとっても、来訪される市外の方にとっても、ストレスを軽減し、リフレッシュできる健康都市となっている。

④ その他の取り組み

- ・「駅前送迎保育ステーション」。
- ・認可保育園等の新設、増設。
- ・要配慮児童等の保育園の受け入れ拡充。
- ・まちづくり達成アンケート。

(ウ) IT/AIの健康分野への適用例

～姫路市の健診データ解析と歌唱による誤嚥予防～

兵庫県立大学副学長 畑 豊 氏

① AIによる嚥下解析とその歌唱による誤嚥への挑戦

- ・咽頭から食道、胃へと飲食物を送り込むという一連の動作である「嚥下」が正しく働かないことを「嚥下障害」、飲食物が咽頭、気管に入り込むことを「誤嚥」という。
- ・65歳以上の約3分の1が嚥下障害である。
- ・人口の高齢化に伴って、誤嚥性肺炎による死者は増え続けており、1,000万人の嚥下障害者の誤嚥防止、嚥下機能改善のためのシステム構築は喫緊の課題となっている。
- ・嚥下機能評価のスクリーニングとして、もっとも簡便な方法はRSST（反復唾液嚥下テスト）である。
- ・RSSTの結果において歌唱者は非歌唱者より良好で、統計的に有意であった。
- ・歌唱が嚥下機能向上に効果的であることを示した。

② 生殖技術の現状

- ・精子の数が減っている（生殖能力が落ちている）。
- ・不妊については、社会全体で取り組まなければダメ。

(2) 第2日目 10月18日（金）

ア パネルディスカッション

健康づくりによるまちづくりパネルディスカッションにあたって

■コーディネーター

中央大学法学部教授

宮本太郎 氏

■パネリスト

高岡病院児童精神科医

三木崇弘 氏

NPO法人日本栄養パトネット理事長

奥村圭子 氏

長野県茅野市長

今井 敦 氏

大阪府泉大津市長

南出賢一 氏

(ア) 健康づくりによるまちづくりパネルディスカッションにあたって

- ・健康の定義の変遷。
- ・病気、健康、中間ゾーンの膨らみ。
- ・ポピュレーション・アプローチ（集団全体に働きかけて健康リスクを減らす取り組み）と「場」づくり。
- ・デジタルも活用した医療、ケア連携。

- ・良質な健康施策は市民をまきこんで行う。
- (イ) 心理社会面から見た、子どもの健康
  - ・本人が健全、健康でなければならない。
  - ・心理社会面での健全。
  - ・息苦しい現代社会の中で、まちの未来を見据えた施策を行う。
  - ・一元化した子ども支援。
  - ・子どものリアルと合っているか。
- (ウ) 食を切り口とした1人1人の望む暮らしを支援する栄養パトロール事業
  - ・誰も取り残さない食の支援。
  - ・栄養パトローラーがアンケートを訪問回収する。
  - ・本人の夢や希望を支援するための栄養介入の実際。
  - ・愛知県日進市「保健事業と介護予防の一体的実施事業」
  - ・山梨県山梨市「重層的支援体制整備事業」
  - ・栄養パトロールは、各市町村の地域特性に応じた課題から生じた食環境を評価し、個々の健康課題を見つけていく。
- (エ) 未来型「ゆい」で紡ぐ健康高原都市、茅野の構築
  - ・「健康」を軸にした未来型「ゆい」の構築。
  - ・「デジタル田園健康特区」による3つの健康の実現。
  - ・「社会インフラの健康」が実現する「まちの健康」
  - ・1つのIDで夜間医療や登園等サービスを受けられる広域連携。
- (オ) 「未病予防対策先進都市」をめざした官民連携、市民共創のまちづくり
  - ・アビリティタウン構想（人間が本来持っている身体機能や認知機能、能力、技量、才能、免疫機能などを最大化することを目的に、街全体で実証事業などに取り組んでいくこと）。
  - ・学びの場の充実。
  - ・食育の推進。
  - ・健康状態の見える化。
  - ・多様な選択肢の提供（あしゆびプロジェクト、認知症予防ダンス）。

## イ 閉会式

## 5 感想・所見

基調講演では、生物学者でもある青山学院大学教授の福岡伸一氏がアメリカの生化学者ルドルフ・シェーンハイマーの思考を発展させた、「動的平衡」の生命観についての講演を拝聴した。

動的平衡による、大きく変わらない（衰退しない）ためにも、先回りして壊す（つくり変える）との考えは、「まちづくり」においても大事な視点だが、本市を含む多

くの自治体においては財政負担が大きく、現実的には課題が多いと感じた。

また、各報告やパネルディスカッションを通して、「感染症の脅威や少子高齢化への対応」、「国民の健康づくり」の重要性がここ数年で大きく高まっており、生活習慣病による健康リスクを減らし、健康寿命を延ばすなど、行政等による住民の健康づくりの大切さと支援が課題となっていることが分かった。

今回の会議で大変参考になったのが、流山市の取組である。流山市は近年若い世代を中心に人口が増加傾向にあることは知られているが、「都市そのものを健康にする」との視点からまちづくりと子育て支援を総合的に展開していることに関心を強くした。

今後は、都市問題会議で学んだことを参考にして、市民の方が笑顔になり、多くの人から選ばれるまちにしていくために、本市における「市民の一生に寄り添った健康づくりとまちづくり」について研鑽を重ね、議員力を磨いて取り組んでいく所存である。



令和 7年 2月14日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 公明党

代表者名 古内 秀宣

### 実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

### 記

1 期 日 令和7年 1月15日(水)～令和7年 1月16日(木)

2 参加者氏名

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 古内 秀宣 | 柴田 文子 | 野沢 聖子 | 綿貫 正寿 |
|       |       |       |       |

3 調査研究等の行き先及び内容

| 行き先              | 内 容                        |
|------------------|----------------------------|
| 福島県須賀川市<br>翠ヶ丘公園 | 翠ヶ丘公園P a r k－P F I整備事業について |
| 福島県郡山市<br>郡山市役所  | 総合教育支援センターの運営について          |

4 概要

別添のとおり

# 翠ヶ丘公園パーク PFI 整備事業について

## 視察研修結果報告

1 日 時 令和7年 1月15日(水) 午後 1時30分～3時00分

2 行 先 福島県須賀川市翠ヶ丘公園

3 内 容 翠ヶ丘公園パーク PFI 整備事業について

### 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、福島県須賀川市を訪問し、翠ヶ丘公園パーク PFI 整備事業についての視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

#### (1) 須賀川市の概要について

- ・福島県のほぼ中央に位置し、国指定名勝の須賀川牡丹園や翠ヶ丘公園、釈迦堂川などを有する自然豊かな都市。
- ・昭和29年須賀川町と浜田、西袋、稲田、小塩江の4か村が合併し市制を施行。
- ・昭和30年仁井田村、昭和42年大東村が合併し、平成17年長沼町、岩瀬村との合併により、新しい須賀川市が誕生。
- ・人口71,995人、28,046世帯(令和7年1月1日現在)

#### (2) 翠ヶ丘公園の概要について

##### ア 翠ヶ丘公園の歴史

- ・大正12年に妙見山を公園としたのが始まり。須賀川城主二階堂氏の居城があった愛宕山を大正14年に公園に含め、昭和34年に五老山や保土原館、南館など周辺部も整備に着手。
- ・園内は起伏に富み、市の木である赤松を主体とした自然林の中にはカワセミ、キビタキ、オシドリなどの野鳥や動植物が生息する。

##### イ 翠ヶ丘公園の現状

- ・市で唯一の総合公園(都市公園)で公園面積は29.9ヘクタールあり、大型遊具施設や駐車場を整備。
- ・市の中心部に位置し、アクセスに優れている。
- ・埋蔵文化財があり、これまでは保全を優先してきた。

- ・公園遊具の老朽化、東日本大震災による一部破損箇所の修繕が進まない。
- ・維持管理費は、委託費や光熱費を含め、年間約 3,000 万円程度（H29）。

#### ウ 翠ヶ丘公園の利用状況

- ・イベント利用（さくらまつり、須賀川伝統の火祭り「松明あかし」）
- ・通常利用（休息場所や朝夕の散歩コース、大型遊具がある「わんぱく広場」の親子連れによる利用、愛好家による野鳥観察会の開催。）

#### エ 社会的動向

- ・公園のあり方の変化（公園づくりは地域づくり、公園が地域の価値をあげる）
- ・管理、運営の変化（「もっと豊かにつかう」ための対応力向上と、公園で収益をあげることを可能とする体制）。

#### オ 翠ヶ丘公園の課題

- ・管理面（広大であるため維持管理が難しくなっている→いかにして適切な管理レベルを維持しつつコスト削減を図るか）
- ・運営面（街のにぎわい創出に公園のポテンシャルを活かしきれていない→いかに公園の愛され度を向上させ、にぎわいの創出につなげるか）
- ・パークマネジメントにより、公園のポテンシャルを活かした、民間と連携した新しい管理運営体制をつくる。

### （3）パークマネジメント

#### ア パーク P F I

- ・平成 29 年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した新たな整備、管理手法として設けられた「公募設置管理制度」。
- ・都市公園で、飲食店、売店などの公園施設「公募対象公園施設」と、広場や園路、トイレなど「特定公園施設」の設置、管理を行う民間事業者を、公募により選定することで、都市公園の利便、魅力の向上を図る。

#### イ パーク P F I を開始するまでのスケジュール

- ・平成 29 年→庁内検討
- ・平成 30 年→公園基本計画（業務委託）、賑わい創出（社会実験）、パーク P F I 事業（庁内検討）、指定管理制度（庁内検討）
- ・平成 31 年→賑わい創出（社会実験の継続）、パーク P F I 事業、指定管理制度（民間事業者との個別ヒアリング）
- ・令和 2 年→パーク P F I 事業（公募設置等指針、事業者選定）
- ・令和 3 年→パーク P F I 事業（スタート）

#### ウ ゾーニング計画

- ・【カルチャーエリア】遺跡や赤松の樹林地の保存と並行して北芝生広場の活用（ソフト中心の活用）
- ・【花、ウェディングエリア】「インスタ映え」スポット、社会実験で民間企業が結婚式の会場などに利用（ソフト先行、使いやすさアップ）
- ・【歴史、イベントエリア】松明あかしをはじめ様々なイベントで利用（ハード整備：行政、管理運営：民間）
- ・【ファミリーエリア】子育て世代や家族連れ、散策利用者のための利便性向上（ハードと合わせた賑わい創出の試み）

#### エ パーク P F I 事業者の募集

- ・公募設置指針（募集要項）の配布：令和2年6月29日から令和2年7月10日
- ・説明会の開催：令和2年7月10日（市内4社、市外2社）
- ・公募設置計画の受付：令和2年7月20日から令和2年7月31日（応募数1社）
- ・選定委員会：令和2年8月21日
- ・基本協定の締結：令和2年9月23日（事業者：株式会社あおい）
- ・事業者による設計、工事：令和2年度から

※事業期間：協定締結から最大20年

#### （4）翠ヶ丘公園の整備状況

##### ア 事業の目的

- ・公園内約30ヘクタールの内、3ヘクタールの敷地を事業区域とし、公募により選定した民間事業者が管理、運営することで、公園利用者の利便性の向上と賑わいの創出、さらに維持管理費の軽減を図る。

##### イ パーク P F I で整備した施設

###### 【公募対象公園施設】

- ・温浴施設（Sauna&Spa Green） 令和4年7月工事着手、令和5年4月28日完成
- ・飲食施設（Jadegreen Café） 令和4年4月工事着手、令和4年11月3日完成
- ・ 〃 （鎌屋） 令和5年1月工事着手、令和5年5月12日完成

###### 【特定公園施設】

- ・多目的トイレ（施設併設）、広場造成、給水設備、電気設備、ステージ、せせらぎ水路浄化システム、管理用倉庫

##### ウ 事業費

- ・公募対象公園施設：【約8億円】パーク P F I 事業者の負担

- ・特定公園施設：【約 2 億円】事業者：約 1.5 億円、市：4,950 万円（うち国費 2,475 万円）

#### （５）質疑応答

問 来園者の状況については。

答 大型遊具があるわんぱく広場で利用人数調査を実施。

整備前と比べ、休日の利用は 10 倍以上となっている。

問 経費の削減については。

答 事業区域である 3 ヘクタール分の維持管理は事業者で実施しているため、年間 10 % 程度の維持管理費用が削減されている。

問 せせらぎ水路浄化システムについては。

答 日本大学工学部のロハス工学に基づき、新池の水を機械的なエアレーションを使わずに、1 日当たり約 100 トン浄化する。

問 現在パーク P F I 事業の対象区域は公園全体の面積 10 分の 1 程度だが、今後は事業対象区域を広げる考えはあるのか。

答 今後は公園内の他の区域においても、新たな事業者の公募検討を考えている。

#### 5 所感

この度、須賀川市を訪問し「翠ヶ丘公園パーク PFI 整備事業」について、須賀川市建設部都市計画課職員及び Greenhill park 職員からご教示いただいた。

全国的にも公園遊具等の老朽化や施設の維持管理費の軽減が課題になっている中、まちの中心部にある大規模な公園をパーク P F I の活用により、新たな温浴施設や飲食、物販施設を設置し市内外から多くの利用者が集まる取組がされていた。

また、地元の建設企業が事業者となったことで、新しいことに取り組む際には、やってみてダメなら変えるとの柔軟な発想で取り組み、利益だけでなく地元の賑わい創出のための情熱が感じられた。事業者のアンテナ感覚が高く、カフェのテラス席はペット可で、犬用のフードも用意されていて、魅力あふれる公園づくりのためには、市民のニーズに合ったものにしていくことが重要だと感じた。

須賀川市の視察を通し公共施設整備においてパーク P F I などの民間活力を活かした事業手法を用いることで魅力的な整備になることを学ぶことができた。

今後も更に研鑽を重ね、議員力を磨いて魅力ある本市のまちづくりのため努力して参りたい。

## 総合教育支援センターの運営について

### 視察研修結果報告

1 日 時 令和7年1月16日(木) 午前10時00分～11時30分

2 行 先 福島県郡山市役所

3 内 容 総合教育支援センターの運営について

#### 4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、福島県郡山市を訪問し、総合教育支援センターの運営について、主に不登校支援についての視察研修を行った。

概要は次のとおりである。

##### (1) 郡山市の概要について

- ・郡山市は福島県の中通り中部に位置し、東北地方で仙台市に次いで第2位の経済規模を誇る東北の拠点都市。
- ・大正13年(1924年)に小原田町を編入し市制を施行。その後大正14年、昭和29年、30年、40年に編入・合体を経て現在の郡山市が形成された。平成9年に東北地方では初めて中核市に移行し、令和6年市制施行100周年を迎えた。
- ・人口318,711人、144,028世帯(令和7年1月1日現在)

##### (2) 令和6年度郡山市の学校教育推進構想

- ・基本方針「SDGsを郡山子どもたちから『誰一人取り残されない』教育の推進～一人一人の多様なウェルビーイングの向上のために～」  
○寄り添う教育    ○居場所づくり    ○チーム郡山    想いを形に！

##### (3) 不登校支援について

###### ア 国(文科省)における支援の在り方について

- ・令和元年10月25日発出の文科省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中で、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく…」との文言が一人歩きした結果“学校に行くことを目標にしない”と捉えられてしまった。
- ・そのため、令和5年11月の通知の別紙「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」において、『学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であり、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学

校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努めることなど』と、基本的な考え方を改めて周知した。

- ・令和5年文科省が「誰一人取り残されない 学びの保障に向けた 不登校対策CO-COLOプラン」を発表。

#### イ 国の指針に沿った、郡山市の支援の在り方と取組について

- 1, 不登校児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。→「不登校児童生徒への個別対応」
  - 2, 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する→「不登校児童生徒の早期発見・早期対応」
  - 3, 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする→「不登校児童生徒を出さないための環境づくり」
- ・不登校や発達障害等、学校生活への不適応の問題を抱える児童生徒のためには、児童生徒の自己実現や社会的自立に向けたエネルギーアップを図ることを目的に、児童生徒の実態に応じた個別の支援計画（理解シート、援助シート）を作成し個に応じた教育相談や学習・生活を支援している。
  - ・ひきこもり等の児童生徒には、児童生徒の自己実現や社会的自立に向けたエネルギーアップを図ることを目的に、学校・保護者との連携を図り、方部巡回相談員による定期的な学校訪問や家庭訪問を実施し、適応指導教室への通級や体験活動への勧誘などを実施している。
  - ・より専門的な支援が必要な場合は、特別支援教育専任指導主事、特別支援教育アドバイザー、巡回型スクールカウンセラーの巡回相談や医師や臨床心理士によるカウンセリングや発達検査を実施するなど、個々の実態に応じたチーム支援を行っている。

#### ウ 具体的な取組について

- ・郡山市教育委員会「総合教育支援センター」内の適応指導教室『ふれあい学級』
- ・公民館を活用した「方部分室」「サテライト分室」
- ・各学校に設置した「校内分室」

#### エ 成果

- ・学校復帰率（教室復帰、校内別室、部分登校含む）※小中学校合計  
令和3年度—48.6% 令和4年度—48.7% 令和5年度—42.9%
- ・令和5年度通級生105名のうち、中学校3年生23名（内18名中学校復帰者）の卒業後の進学先  
県立高校（全日制）…4名、（定時制）…3名、  
私立高校（全日制）…1名、私立高校（単位・通信制）…13名  
各種専修学校…2名

オ 教育委員会が全体で実施している「不登校児童生徒への個別対応」

- ・スクールカウンセラーの全校配置による教育相談体制整備
- ・各学校でのサポートルームや保健室等の別室を活用した居場所づくり
- ・要支援児童生徒の家庭へのスクールソーシャルワーカーの派遣による家庭支援
- ・学校と総合教育支援センターとの連携による組織的な対応
- ・適応指導教室や各地域公民館を活用した各方部分室、事前の申し込みを必要としないサテライト分室の開設
- ・医療機関や専門カウンセラー等との連携
- ・家庭におけるタブレット端末を活用した学習の保障
- ・「郡山市立学校実践事例にみる不登校対策～わたしの居場所ができた～」の配布による実践事例の周知

カ 総合教育支援センターの取組について

1. 適応指導教室「ふれあい学級」の設置

【開設場所】ニコニコこども館5階、総合教育支援センター内「ふれあい学級」教室

【開設日時】市内小中学校の授業実施日と同様に開設しており、児童生徒それぞれの実態に応じて通級可能。事前申し込みが必要。

【支援員】(総合教育支援センター所属) 適応指導教室指導員、指導主事

【支援方法】児童生徒はそれぞれが自分の課題を持ち寄り、室内に自分の席を確保し、自主的・主体的な学習を進める。指導員及び指導主事は、自主的・主体的な学習を大切に寄り添って支援する。

〈学びについて〉

- ・教科学習(学校からの課題や自分で決めた課題)
- ・会話交流(ソーシャルスキルトレーニング等)
- ・体ほぐし(身体運動等)
- ・体験活動(自然体験、社会体験、芸術体験、就業体験等)
- ・その他(学校からの要望に応じた内容など)

〈担当者による支援〉

- ・教育相談による不安や悩みの解消
- ・学習内容の定着に向けた支援
- ・自主的な学習習慣や基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- ・コミュニケーション(力)の向上に向けた支援
- ・各種体験活動への参加支援
- ・道徳性の涵養(かんよう)

〈ふれあい学級での成果〉

- ・ふれあい学級での「体験活動」を通して子どもの笑顔が増え、人気で効果が出ていると感じる
- ・本人と家族に並行して援助・指導を行っている

## 2, 公民館を活用した「方部分室」の開設

【開設場所】各地域の公民館の一室

【開設日時】市内小中学校と同様の授業実施期間内において、毎週児童生徒それぞれの実態に応じて、週に1日程度開設。事前申し込みが必要。

【支援員】(総合教育支援センター所属) 方部相談員

【支援方法】児童生徒はそれぞれが自分の課題を持ち寄り、それぞれの計画で学習を進める。方部相談員は児童生徒の実態に応じて個別に支援する。

## 3, 「サテライト分室」の開設

【開設場所】柴宮地域公民館、富久山公民館

【開設日時】市内小中学校と同様の授業実施期間内において、毎週水曜日に開設しており、児童生徒本人の意思で通級可能。事前申し込み不要。

【支援員】(総合教育支援センター所属) 方部相談員

【支援方法】児童生徒はそれぞれが自分の課題を持ち寄り、それぞれの計画で学習を進める。方部相談員は、児童生徒の状態に応じて、学習支援以外にも遊びや談話等を通して個別に支援する。

## キ その他の取組

### 1, 「心身の健康状態を可視化するツール(タブレット端末)の活用」

今日の心と体の調子はどう?の間に★で表わす(最大5つ)→本ツールにより、養護教諭が気になる児童へ休み時間に声をかけた。自分の回答を忘れていたような曖昧なものが多いが声をかけると心身の健康状態が良い方向へ変化する児童も見られた。

### 2, スクールソーシャルワーカー(SSW)の対応事例

子どもの障害を受け入れられない保護者と、学校や医療機関が話し合いをする際、SSWが同行した。SSWは保護者の願いを伝えたり、子どもにとって適切な支援を分かりやすく伝えたりすることで保護者の理解が深まり、子どもの適切な就学に結びついた。

### 3, スキル向上のための研修計画(令和6年度は年6回)

今年度は八王子市高尾山学園を視察し、FR教育臨床研究所の花輪敏男氏から「不登校児童生徒への効果的な支援」について研修を実施。

## (4) 質疑応答

問 不登校状態において、「孤立」になりやすいのは家庭(保護者)も同じである。保護者の不安や悩みに寄り添うことは児童生徒にも大きく影響すると思う。どのような取組を行っているか。

答 今年度、不登校状態の子どもの保護者を対象に保護者会を実施した。保護者同士の懇談は有意義だったため、参加者を増やす方策を検討し今後も実施したいと考えている。

問 スクールソーシャルワーカーを増やすことについての考えは。

答 スクールソーシャルワーカーの現在の配置数は3人であり不足は感じていないが、今後対応が増加した場合は検討する。

問 スクールソーシャルワーカーが、児童生徒に合わないために担当を交代するようなことがあるのか。

答 スクールソーシャルワーカーは学校からの派遣要請があつて配置しているが、現在のところそのような意見はなく交代等は行ったことはない。

## 5 所感

全国の不登校児童生徒数が30万人を超え、国を始めどの自治体でも喫緊の課題として取組が強化されているが、増加傾向は依然として続いている。

そうした中で、早い段階から積極的に取り組んでいる郡山市の「不登校支援について」の研修は温かい心で溢れており、大変に参考になった。

不登校児童生徒が「不登校である理由」は様々で、一人一人の心の中は違っているが、結果的に「学校に行きたくない」、「行けない」児童生徒のために常に心を砕き、誰一人取り残さないという気持ちを持って、何ができるか、どうすればいいかを考えながら、「チーム郡山」として熱心に取り組んでいる様子を聞き、本当に感動した。

「適応指導教室」などは本市を含め多くの教育委員会に設置されているが、郡山市ではさらに、そこまで行けない児童生徒のために、身近な公民館でも「居場所」を作つて、来るのを待ってあげている。それも、事前申し込みがある（受ける）場所と、その日の気分（気持ち）で、行ける（行けない）場合のために事前申し込みがなくても「いつでも待っているよ」とのスタイルを取っている。そして、自宅から外に出られない児童生徒にもタブレット端末で繋がり、支援員による家庭訪問で本人や家族と連携を取っている。本人はもちろん家族も孤立しがちな状態の中で、これほど多くのアプローチがある郡山市の児童生徒、そしてその家族はとても幸せだと強く感じた。

不登校児童生徒が通う「ふれあい学級」に、毎週ボランティアで生け花を生けてくれる職員がいと伺った。その理由は、「花も人もいろんな表情があること。花を観て和らいだ気持ちになって、心のエネルギーを高めてほしい」との願いからだそうだ。不登校児童生徒の心にこの温かいメッセージは必ず届くと感じるし、事実、ふれあい学級を巣立った生徒が、その後新しい勇気の一步を踏み出せている成果も伺った。

この度の郡山市の取組を活かし、全てのこどもとその家族が幸せで笑顔になれるよう、議員力を磨き全力で取り組んで参りたいと決意を新たにした。